

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 こども家庭部 すくすく支援課

実施事案名	松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い、妊婦等の支援給付に関し市への必要な報告を正当な理由なく怠った妊婦等に対して、令和7年4月1日から10万円以下の過料を科すことにするもの。
策定根拠となる法令等	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第82条第1項
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和7年1月23日（木）
------------	--------------